

青年期・成人期における高機能広汎性発達障害にみられる 反社会的行動に対する社会的支援システムの構築に関する研究

石井哲夫¹⁾、副島洋明²⁾、石橋悦子³⁾、柳淳一⁴⁾、
神保育子³⁾、富田真紀子³⁾、北川裕³⁾

1)目白大学、2)副島法律事務所、3)東京都発達障害者支援センター、
4)袖ヶ浦ひかりの学園

1. はじめに

本研究は、高機能広汎性発達障害(以下、HPDD とする)にかかわる反社会的な行動に対する社会的支援システムの構築を目指し、社会福祉の立場から、反社会的行動にいたる HPDD の人に関する福祉心理学的解析を行うとともに、その対応としての支援システムを構築するための基礎的考察を行うものである。

平成17年度は、昨年につき、HPDD の人にみられる反社会的行動事例の収集と、反社会的行動を繰り返す HPDD の人への対処について、臨床的に考察した。さらに、HPDD の人たちにかかわる犯罪の弁護経験から、その犯罪の実態について、反社会的行動を生じている人の内面世界について検討し、司法の現実的仕組みについて、再検討課題を提示した。

2. 研究方法

以下の二つの臨床的研究を併行して進めた。

1) 東京都発達障害者支援センターにおいて相談受理した事例および HPDD の人たちのグループヒアリングによる資料収集を行い、家族など他者への激しい暴力や器物破損などの問題行動を抱える事例について検討した。

2) HPDD の人たちが利用するグループホームの利用者で、職場や近隣地域の中で「いわゆる反社会的問題行動」を繰り返している1名(30歳、男性)について、施設職員による組織的な支援体制の構築と当事者の心理機能に着目した援助内容の必要性について検討した。また、その人の成育歴についても再調査した。そして、グループホームの運営をバックアップしている社会福祉施設職員による援助実践を取り上げ、反社会的行動の予防、療育を含めて、地域で暮らす HPDD の人に必要な支援について、関係者とともに検討した。

3) 自閉症の人にかかわる犯罪の弁護経験から、その検事側の調書内容と異なった被告の内的世界の事実に言及し、被告との関係づけの意義を述べた。

3. 研究結果

1) 東京都発達障害者支援センターにおいて相談受理した事例および HPDD の人のグループヒアリングより収集された資料とその考察

東京都発達障害者支援センターにおいて、平成16年度の1年間に相談受理した442人のうち、1割を超える46人が家族をはじめとする他者への激し

同時に知的障害者手帳を取得し、知的障害児施設に入所した。施設生活においては、どちらかというとな大人しく、目立たない存在であった。そして、加齢に伴い、成人施設に移行し、さらに25歳時には、同施設が運営面をバックアップするグループホームに移行した。このグループホームは定員4名で、いずれもPDD群の人たちであった。そして、4年後に最初の事件が起きた。施設入所後も、「119番通報し、消防車を呼ぶ」、「無作為に無言電話をかける」、「駅のホームで非常ベルを鳴らす」という行動が時折みられ、施設においてもその対処法を検討したが、解決にはつながらなかった。

対人状況について特記すべきことは、幼児期より、周囲との異化は目立っていたが、中学卒業までの学校時代は、担任教師などの配慮も得られ、「変わっているが面白い子ども」として、クラスの中に受け入れられていた。その後は施設という保護的状況にいたことから、周囲の人からのいじめやからかいを殆ど受けることなく過ごすことができた。また、幼児期は不安が強く、母親のそばを離れようとしなかった。学校入学以降は、特に家族をはじめとする周囲の人との関わりは乏しく、本人から人に働きかけているようにみえても、一方的な話しの進行で終始することが多かった。他者から何か求められることについては、明らかに拒否的態度を示した。物腰の柔らかい若い女性職員や大学からの女子実習生に対しては自ら話しかけることもみられた。

次に、本人が起こした行動については、内面から沸き上がる衝動的な幻想を統制できない状況であるという仮説をたてた。昨年度から継続している支援に加え、反社会的行動の発生因である衝動的幻想による異性への関わりを明確に意識できるよう、その行動現場でフレームワーカーによる反社会的行動の解説を繰り返し行った。また、あわせて、日常生活上の枠組みを本人に示し、現実場面での自律的な生活態度を引き出すように努めた。初回の事件後の対応として、従来過ごしていた施設での集団生活状況を利用し、そこに一時的なシェルター機能を求めてみたが、このケースの場合は、シェルターという保護的状況が、かえって本人の生活面における「主体性」、「自律性」が生かされにくいことが認められた。そのため、2度目の事件後の対処においては、現実場面の中で、本人が自律的・主体的に行動できるよう、援助者とのやりとりにより、生活行動のフレームを作ることに努めた。例えば、自室の清掃管理や洗濯のしかた、食後の食器等の片付け、買い物の仕方について具体的に示した。また、言葉によるやりとりでは、双方の意思疎通が十分行われにくいいため、援助者との間で、「連絡ノート」を活用したところ、以前に比べて、本人からの意思表示の内容がより具体的になってきている。

この間、バックアップ施設の嘱託医(児童精神科医)の協力を得て、本人に対して定期的な面談を継続している。

4. 考察

1)東京都発達障害者支援センターにおいて相談受理した事例およびHPDDの人たちのグループピアリングにより収集された資料から言えることとして、切

迫した諸事例の状況について、その対応を時空間的に拡大して考えると、まず、この人たちが誤解からくるいじめや孤立から解放していくための社会的啓発が必要である。そして、最も身近な存在である家族が、安定した気持ちで本人を支えていくことができるよう、地域の中での支援体制整備が求められる。具体的には、ライフステージを通し、保育所や幼稚園、学校、相談機関、保健、医療、社会福祉などの関係者など、実質的に支援できる人間関係網を作り上げていくことである。本人および家族への社会的な支援機能としては、①早期の段階から、本人の自己認知と社会化(現実化)をすすめるためのトレーニングおよびトレーナーの確保、②家族への継続的相談や適切なカウンセリングを行う場とそのための人材確保、が求められる。

また、前述したように、高機能であるが故に、過去の生活歴において本人や家族への適切な支援や介入が得られず、青年期以降の年齢になって、激しい暴力、器物破損などにより、家庭及び地域での生活が困難となっている事例が多い。このため、一時避難的な意味でのショートステイ利用にとどまらず、本人への心理機能の理解と心身共に安定できるフレーム作りのための「シェルター機能」を備えた新たな支援施設の設置も望まれる。

2) 反社会的行動の再発対処に関しては、認知に依拠する隔離とか懲らしめという対処は、反社会的行動の抑制機能としてはほとんど効果がないことが示され、本人を隔離したり、認知的に社会的ルールを教えるだけでは不十分であることがわかった。

事件直後に、本人が記述した日誌を読むと、「二度と起こさない」という反省を述べており、その場においては「いけない事をした」という認識をもっていることがわかった。にもかかわらず、数ヶ月後に同様の行為をしてしまう心理は、「やってはいけない」というストーリーが内的に定着しておらず、誘発状況において反社会的行動に踏み出してしまう行動は、認知的に非常識なものである。事後に、本人より、行動を起こす前の状況について聴くと、必ず、何らかの不満や怒りを生じる出来事があることが明らかになった。そこでまず、これを前兆事項として把握できるようにすることがのぞまれる。そして、できる限り、本人側の現実認知を増やすことを心がけて、衝動の幻想化を防ぐことが求められよう。

3) HPDD にかかわる犯罪 3 例の弁護活動を通して明らかになったことは、いずれの人も人間関係や現実認知に乏しく、ファンタジックな内的世界の延長が犯罪につながっていると考えられた。弁護士としての関わりの中で、被告である HPDD の人の断片的な言葉や態度から、その内的世界を理解しようと試み、その経過の中で、本人側の態度の変化を感じている。

5. まとめ

HPDD の人がかかわる反社会的行動への対処については、これまでの社会防衛的な視点によるアプローチでは、根本的な問題解決にはなりにくいことが明らかになった。「反社会的行動」を起こした当事者側から具体的にとらえ直し、

その行動の発生機序の理解を出発点とすることが求められる。

彼らの多くが、これまでの生活歴における周囲の人や状況との異化により、長年にわたり、人から注意・叱責され、或いは無視され続けている。その結果、対人状況において不安や恐怖、被害感が強く、現実状況に対する防衛的・回避的態度になりやすい。このことは、自己統制機能が働いていないことが示されている。

そのため、心理的嫌悪感や思春期以降の性衝動などが、非社会的状況の中で幻想化され、他罰的な反社会的行動に繋がっていくと解析されるのである。

以上のことから、青年期以降の年齢の HPDD の人について、反社会的行動の繰り返しを防ぐためには、本人の心理的健康性を保つ人的シェルターと、自己認知の改善や衝動による幻想を統制する能力を引き出すための対応や時空間的な生活条件を明らかにするための援助方法としての実践的マニュアルが必要であると言える。